



五 その他国立大学法人等の業務の運営に関する事項 (業務実績等報告書)	書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。 (意見の申立ての付与)
第九条 国立大学法人評価委員会は、法第三十一条の三第一項により評価を決定しようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。	法第三十一条の二第二項に規定する報告書による。
第九条の二 国立大学法人等は、法第三十三条の三の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。	法第三十三条の二第一項により評価を決定しようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第九条の二の二 国立大学法人等が貸し付ける土地等の次項において「土地等」という。の所在地において、「土地等」の貸付けに係る契約の契約書案	法第三十三条の二第一項により評価を決定しようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
二 当該貸付けの方法及び期間	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
三 その他文部科学大臣が必要と認める事項	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
四 土地等の配置及び規模を示す図面	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
五 貸付けが過度の期間とならないことその他の必要な措置を講ずることとしていること。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
六 土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
七 土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
八 土地等の貸付けに係る契約の履行の状況を確認し、法令又は契約に違反する場合には、必要な措置を講ずることとしていること。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第九条の三 国立大学法人等は、法第三十三条の二第一項により評価を決定しようとするとときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る貸付計画を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第十条 準用通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあっては、学長又は機構長の定めるとところにより行うものとする。	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第十一条 準用通則法第二十八条第二項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。
第十二条 削除	法第三十三条の二第一項により評価を決定ようとするとときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

一 法第三十三条の四第四項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。	二 当該国立大学法人等の所有に属する動産又は不動産の使用又は収益（寄附を受けた動産又は不動産にあっては、使用、収益又は処分により得られる金額を原資とする部分であること）。
二 法第三十三条の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。	三 競争入札その他の契約に関する基本的事項
三 第一号の土地等の貸付けに係る契約の契約書案	四 その他国立大学法人等の業務の執行に関する事項
四 その他文部科学大臣が必要と認める書類	第五条 国立大学法人等の会計について、この省令により、この省令により定められたものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つるものとする。

一 法第三十三条の四第二項第五号（同条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当すること（これらに該当する余裕金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であることを含む。）とする。	二 当該国立大学法人等の会計について、この省令により、この省令により定められたものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つるものとする。
二 法第三十三条の四第二項第一号の土地等の貸付けに関する規程	三 競争入札その他の契約に関する基本的事項
三 第一号の土地等の配置及び規模を示す図面	四 その他国立大学法人等の業務の執行に関する事項
四 その他文部科学大臣が必要と認める書類	第五条 国立大学法人等の会計について、この省令により、この省令により定められたものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つるものとする。

合には、当該有価証券を指定することができ  
る。

2 前項の指定を受けた有価証券に係る評価損  
益、財務収益及び売却損益については、国立大  
学法人等が作成する損益計算書には計上せず、  
国立大学法人会計基準に従い算出される額を國  
立大学法人等が作成する貸借対照表の資本剩余  
金に対する加算又は控除として計上するものと  
する。

3 第一項の指定を受けた有価証券を発行する者  
の損益計算書の収益及び費用（当該指定を受け  
た有価証券を発行する者が連結損益計算書を作  
成する者である場合には、当該連結損益  
計算書に計上されている収益及び費用）につい  
ては、国立大学法人等が作成する連結損益計算  
書の費用及び収益には計上せず、国立大学法人  
会計基準に従い算出される額を国立大学法人等  
が作成する連結貸借対照表の資本剩余金に対す  
る加算又は控除として計上するものとする。  
(財務諸表)

第十五条の二 準用通則法第三十八条第二項の規  
定により文部科学省令で定める事項については、  
この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しな  
ければならない。

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠  
法、主務大臣、組織図その他の国立大学法  
人等の概要  
ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在  
地  
ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を  
含む。）

二 在学する学生の数  
ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴  
ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減  
を含む）及び平均年齢並びに国立大学法  
人等への出向者の数  
ト 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

### 三 財務情報

財務諸表に記載された事項の概要

そのある関係の創設及び維持を認めるものと  
解してはならない。

一 当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）  
及び職員

二 当該国立大学法人等の子法人の取締役、会  
計参与、執行役、業務を執行する社員、会社  
法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者  
その他これらの者に相当する者及び使用人

三 前二号に掲げる者のほか、会計監査人が適  
切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図る  
べき者

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条 準用通則法第三十八条第三項に規定す  
る文部科学省令で定める期間は、六年とする。

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の二 準用通則法第三十八条第四項の文  
部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結  
キヤツシユ・フロー計算書及び連結附属明細書  
（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令  
で定める書類）

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の三 準用通則法第三十八条第四項第二  
号に規定する電子情報処理組織を使用する方法  
その他の情報通信の技術を利用する方法であつ  
て文部科学省令で定めるものは、送信者の使用  
に係る電子計算機に備えられたファイルに記録  
された情報の内容を電気通信回線を通じて情報  
の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提  
供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに当該情報を記録する方法とす  
る。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の四 準用通則法第三十八条第四項第二号に規定す  
る文部科学省令で定める電子情報処理組織を使用する方法  
その他の情報通信の技術を利用する方法であつ  
て文部科学省令で定めるものは、送信者の使用  
に係る電子計算機に備えられたファイルに記録  
された情報の内容を電気通信回線を通じて情報  
の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提  
供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えら  
れたファイルに当該情報を記録する方法とす  
る。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の五 準用通則法第三十九条第二項第二号に規定す  
る文部科学省令で定める方法は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定  
の情報を確実に記録しておくことができる物を  
もって調製するファイルに情報を記録したもの  
とする。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の六 準用通則法第三十九条第二項第二号に規定す  
る文部科学省令で定める重要な財産は、土地、建物、  
船舶及び航空機並びに文部科学大臣が指定する  
その他の財産とする。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の七 準用通則法第四十八条に規定する文部  
科学省令で定める重要な財産は、土地、建物、  
船舶及び航空機並びに文部科学大臣が指定する  
その他の財産とする。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十六条の八 準用通則法第四十九条に規定する文部  
科学省令で定める重要な財産は、土地、建物、  
船舶及び航空機並びに文部科学大臣が指定する  
その他の財産とする。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十七条 準用通則法第四十八条に規定する文部  
科学省令で定める重要な財産は、土地、建物、  
船舶及び航空機並びに文部科学大臣が指定する  
その他の財産とする。

五 その他事業に関する説明

イ 財源の内訳  
ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明  
ハ 予算及び決算の概要

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

計に関する部分に限る。) 及び決算報告書に  
関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

一 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次  
に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人  
の判断に關して説明を付する必要がある事項又  
は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事  
項とする。

二 当該国立大学法人等の子法人の取締役、会  
計参与、執行役、業務を執行する社員、会社  
法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者  
その他これらの者に相当する者及び使用人

三 前二号に掲げる者のほか、会計監査人が適  
切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図る  
べき者

四 正當な理由による会計方針の変更

二 重要な偶發事象

三 重要な後發事象

四 重要な財産の範囲

五 重要な財産の処分等の認可の申請

六 重要な財産の処分等の条件

七 重要な財産の譲渡に関する報告

八 重要な財産の譲渡に関する報告

九 重要な財産の譲渡に関する報告

十 重要な財産の譲渡に関する報告

十一 重要な財産の譲渡に関する報告

十二 重要な財産の譲渡に関する報告

十三 重要な財産の譲渡に関する報告

十四 重要な財産の譲渡に関する報告

十五 重要な財産の譲渡に関する報告

十六 重要な財産の譲渡に関する報告

十七 重要な財産の譲渡に関する報告

十八 重要な財産の譲渡に関する報告

十九 重要な財産の譲渡に関する報告

二十 重要な財産の譲渡に関する報告

二十一 重要な財産の譲渡に関する報告

二十二 重要な財産の譲渡に関する報告

二十三 重要な財産の譲渡に関する報告

二十四 重要な財産の譲渡に関する報告

二十五 重要な財産の譲渡に関する報告

二十六 重要な財産の譲渡に関する報告

二十七 重要な財産の譲渡に関する報告

二十八 重要な財産の譲渡に関する報告

二十九 重要な財産の譲渡に関する報告

三十 重要な財産の譲渡に関する報告

三十一 重要な財産の譲渡に関する報告

三十二 重要な財産の譲渡に関する報告

三十三 重要な財産の譲渡に関する報告

三十四 重要な財産の譲渡に関する報告

三十五 重要な財産の譲渡に関する報告

三十六 重要な財産の譲渡に関する報告

三十七 重要な財産の譲渡に関する報告

三十八 重要な財産の譲渡に関する報告

三十九 重要な財産の譲渡に関する報告

四十 重要な財産の譲渡に関する報告

四十一 重要な財産の譲渡に関する報告

四十二 重要な財産の譲渡に関する報告

四十三 重要な財産の譲渡に関する報告

四十四 重要な財産の譲渡に関する報告

四十五 重要な財産の譲渡に関する報告

四十六 重要な財産の譲渡に関する報告

四十七 重要な財産の譲渡に関する報告

四十八 重要な財産の譲渡に関する報告

四十九 重要な財産の譲渡に関する報告

五十 重要な財産の譲渡に関する報告

五十一 重要な財産の譲渡に関する報告

五十二 重要な財産の譲渡に関する報告

五十三 重要な財産の譲渡に関する報告

五十四 重要な財産の譲渡に関する報告

五十五 重要な財産の譲渡に関する報告

一 講渡を行つた土地の所在地及び面積  
 二 講渡を行つた土地の帳簿価額及び譲渡価額  
 三 法第七条第四項の文部科学大臣が定める基準により算定した額  
 前項の報告書には、当該譲渡に関する契約書の写しその他の譲渡を証する書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の報告書について準用する。

3 国立大学法人等は、第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（資本金の減少対象額等の通知等）

**第二十条** 文部科学大臣は、法第七条第八項の規定により金額を定めたときは、次の各号に掲げる事項を同項に規定する財産を譲渡した国立大学法人等に通知するとともに、第二号に掲げる事項を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下この条において「大学改革支援・学位授与機構」という。）に通知するものとする。

1 法第七条第八項の規定により定めた金額  
 2 当該国立大学法人等が大学改革支援・学位授与機構に納付すべき金額  
 3 大学改革支援・学位授与機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項に規定する国立大学法人等に対し、同項第二号の金額の納付を請求しなければならない。

4 国立大学法人等は、前項の規定により請求があつたときは、当該請求があつた事業年度末までに、大学改革支援・学位授与機構に対し第一項第二号の金額を納付しなければならない。

5 文部科学大臣は、前項の報告があつた場合は、遅滞なく、その旨を財務大臣に報告するものとする。

（国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間）

**第二十一条** 国立大学法人法施行令第十条に規定する文部科学省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

1 土地（次号括弧書に規定する土地を除く。）十五年間  
 2 施設（その用に供する土地を含む。）三十年間

2 三 設備 十年間  
 2 三 前項の規定にかかるわらず、国立大学法人法施行令第八条第四号に規定する土地の取得等に係る長期借入金又は債券に係る同令第十条に規定する文部科学省令で定める期間は、四十年間とする。（償還計画の認可の申請）

**第二十二条** 国立大学法人等は、法第三十三条の二の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

1 長期借入金の総額及び当該事業年度における発行見込額並びにその借入先  
 2 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方方法  
 3 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限  
 4 その他必要な事項（短期借入金の認可の申請）

**第二十三条** 国立大学法人等は、準用通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

1 借入れを必要とする理由  
 2 借入金の額  
 3 借入先  
 4 借入金の利率  
 5 借入金の償還の方法及び期限  
 6 利息の支払の方法及び期限  
 7 その他必要な事項（剩余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続）

**第二十四条** 国立大学法人等は、準用通則法第四十五条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

1 承認を受けようとする金額  
 2 前号の金額を充てようとする剩余金の使途

（再就職による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

**第二十五条** 国立大学法人法施行令第四条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の文部科学大臣が必要と認めることを記載した書類とする。

**第二十五条の二** 準用通則法第五十条の四第二項に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 基礎研究  
 2 福祉に関する業務  
 3 研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

**第二十五条の四** 準用通則法第五十条の四第三項に規定する営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下この条及び第二十五条の六第一号において同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該国立大学法人等と密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百六号）、第十三条第一号及び第二号に掲げるものとする。この場合において、同条第一号及び第二号中「中期目標管理法人」とあるのは、「国立大学法人等」と、同条第二号中「通則法」とあるのは「準用通則法」と読み替えるものとする。

**第二十五条の五** 準用通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち文部科学省令で定められたものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職した場合に準用通則法第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準による退職手当の支給を受けないこととされた者とする。

**第二十五条の六** 準用通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を国立大学法人等の長に提出して行うものとする。

1 氏名  
 2 国立大学法人等の役員又は職員の地位  
 3 法令等違反行為（準用通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。）の要求又は依頼を受けた再就職者（準用通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。次号において同じ。）の氏名  
 4 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位  
 5 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時  
 6 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

**第二十五条の七** 準用通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該国立大学法人等の内部組織として文部科学省令で定めるものは、現に存する学長又は機構長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）である法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後のものに限る。次項において同定めるものは、現に存する学長又は機構長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職したものとする。

1 直近七年間に存し、又は存していた学長若しくは機構長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていて業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたもののみなす。

**第二十五条の八** 準用通則法第五十条の六第二号に規定する管理、又は監督の地位として文部科学（管理又は監督の地位）



旧設置法施行規則別表第	学部附属中学校	大学	中学校
九に掲げる群馬大学教育法人群馬育学部附属	九に掲げる群馬大学教育法人群馬育学部附属	国立大学群馬大学教	群馬大学教
学部附属幼稚園	学部附属幼稚園	国立大学群馬大学教	群馬大学教
旧設置法施行規則別表第	学部附属小学校	大学	幼稚園
九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	国立大学埼玉大学教	幼稚園
旧設置法施行規則別表第	学部附属小学校	大学	小学校
九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	国立大学埼玉大学教	小学校
旧設置法施行規則別表第	学部附属養護学校	大学	中学校
九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	九に掲げる埼玉大学教育法人埼玉育学部附属	国立大学埼玉大学教	中学校
旧設置法施行規則別表第	学部附属幼稚園	大学	幼稚園
九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	国立大学千葉大学教	幼稚園
旧設置法施行規則別表第	学部附属中学校	大学	中学校
九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	国立大学千葉大学教	中学校
旧設置法施行規則別表第	学部附属幼稚園	大学	幼稚園
九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	九に掲げる千葉大学教育法人千葉育学部附属	国立大学千葉大学教	幼稚園
旧設置法施行規則別表第	学部附属幼稚園	大学	幼稚園
九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	国立大学東京学芸大	幼稚園
教育学部附属小学校	教育学部附属小学校	大学	中等教育学
旧設置法施行規則別表第	校	校	谷小学校
九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	国立大学東京学芸大	谷小学校
教育学部附属小学校	教育学部附属小学校	大学	中等教育学
旧設置法施行規則別表第	校	校	井小学校
九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	九に掲げる東京学芸大学教育法人東京学芸大	国立大学東京学芸大	井小学校













筑波大学	附属小学校、附属中学校、附属駒場中学校、附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校
宇都宮大学	共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校、共同教育学部附属特别支援学校
群馬大学	共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校、共同教育学部附属特别支援学校
埼玉大学	共同教育学部附属幼稚園、共同教育学部附属小学校、共同教育学部附属中学校、共同教育学部附属特别支援学校
千葉大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校
東京大学	附属幼稚園、附属世田谷小学校、附属小学校、附属金井小学校、附属大泉小学校、附属竹早中学校、附属世田谷中学校、附属小金井中学校、附属竹早中学校、附属高等学校、附属特别支援学校
東京芸術大学	附属科学技術高等学校
東京工業大学	お茶の附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属高等学校
横浜国大学	教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属小学校、教育学部附属鎌倉中学校、教育学部附属横浜中学校、教育学部附属特别支援学校
立命館大学	附属幼稚園、附属新潟小学校、附属長岡小学校、附属新潟中学校、附属長岡中学校
新潟大学	附属幼稚園、附属新潟小学校、附属長岡小学校、附属新潟中学校、附属長岡中学校
上越教育大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特别支援学校
富山教育大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特别支援学校

金沢	人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校
福井	教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校、教育学部附属特別支援学校
大学	人間社会学域学校教育学類附属小学校、人間社会学域学校教育学類附属中学校、人間社会学域学校教育学類附属高等学校、人間社会学域学校教育学類附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属義務教育学校、教育学部附属特別支援学校
山梨	教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野県立小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属松本小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
静岡	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
岐阜	教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野県立小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
信州	教育学部附属幼稚園、教育学部附属長野県立小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
名古屋	教育学部附属中学校、教育学部附属高等学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
愛知	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
滋賀	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
京都教育	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
大学	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
大阪教育	教育学部附属幼稚園、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属特别支援学校
育大	附属幼稚園、附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学、附属高等学校、附属特别支援学校
神戸	附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校、附属特别支援学校
兵庫教	附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校、附属特别支援学校
育大	附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校、附属特别支援学校
大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校、附属特别支援学校

奈良女子大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
和歌山大学	附属小学校、附属中学校、附属幼稚園、附属小学部附属中学校、附属中学部附属中学校
岡山大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
島根大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
広島大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
岡山大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
山口大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
東雲中学校	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
香川大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
鳴門教大	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
高知大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
愛媛大学	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属中等教育学校
福岡教育大学	附属幼稚園、附属福岡小学校、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校
佐賀大学	附属幼稚園、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校
長崎大学	附属幼稚園、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校
熊本大学	附属幼稚園、附属小倉小学校、附属久留米小学校、附属福岡中学校
特別支援学校	特別支援学校

別表第三 (第四条関係)		別表第三 (第四条関係)	位置	附属学校	大学	大 学 分 教 育 部 附 属 幼 稚 園 、 教 育 部 附 属 小 学 校 、 教 育 部 附 属 中 学 校 、 教 育 部 附 属 小 学 校 、 教 育 部 附 属 幼 稚 園 、 教 育 部 附 属 小 学 校 、 教 育 部 附 属 中 学 校 、 教 育 部 附 属 小 学 校	
別表第三 (第四条関係)	別表第三 (第四条関係)					別表第三 (第四条関係)	別表第三 (第四条関係)
鹿児島大学	鹿児島教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	鹿児島教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	東京都	筑波大学附属小学校	琉球大学	琉球教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	特別支援学校
宮崎大学	宮崎教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	宮崎教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	千葉県	筑波大学附属中学校	筑波大学	筑波教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校	特別支援学校
岐阜大学	岐阜大学教育学部附属小中学校	岐阜大学教育学部附属小中学校	岐阜県	筑波大学附属坂戸高等学校	筑波大学	筑波大学附属駒場高等学校	筑波大学附属駒場高等学校
國立大学	専修学校	専修学校	神奈川県	筑波大学附属視覚特別支援学校	筑波大学	筑波大学附属駒場高等学校	筑波大学附属駒場高等学校
大阪大学	歯学部附属歯科技工士学校	歯学部附属歯科技工士学校	東京都	筑波大学附属久里浜特別支援学校	筑波大学	筑波大学附属大塚特別支援学校	筑波大学附属大塚特別支援学校